

広報

# こじがわ

12月1日

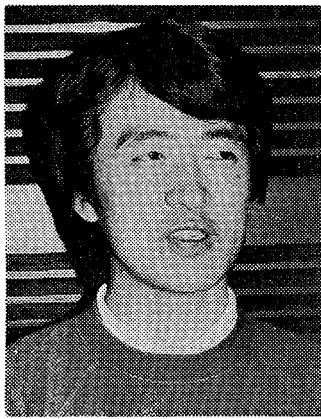
昭和58年(1983) No.702

編集

越谷市役所企画部広報広聴課

1日・  
毎月2回発行  
15日

## こんなにできたよ 手づくりシイタケ



自分のふるさとを大切にし  
ていきたい、と渡辺さん

また、あの頃は沼や池がたくさんあって、ザリガニとかザコ(小魚)はもちろんのこと、ライギョ(鯉)などもいました。

自然と建造物が、うまく調和の  
とれた街づくりを期待している  
ことです。

11月11日、老人ホーム順正苑でシイタケ狩りをしました。このシイタケは、お年寄りからの提案で3月に植えたものが育ったものです。秩父産のナラの木320本にドリルで穴を開け、お年寄りの手でシイタケ菌を植えました。カゴ一杯にとれたシイタケの山を前に、みんなニユニコ顔でした。夕食には、とりたてのシイタケ料理が並んで、舌つづみをうちました。

蒲生西町一の3の5

渡辺 康昭(27歳)

## マイイメージング 越谷

**越谷とわたし**

130 ◇◇

「越谷とわたし」は、あなたの  
のコーナーです。みなさんの投  
稿をお待ちしています。字数は  
900字程度です。広報広聴課

今月は市税第7期の  
納期です。納期限は、  
12月31日(土)です。  
納期限内納付にご協  
力ください。

僕が、東京から越谷に越してきて、早いもので20年以上になります。これから思いつくままに、僕の『越谷雰感』書いていきたいと思います。僕が越してきたのは5歳のときでしたが、その頃は、家が建っていなかったらしく、田んぼの方が広い面積よりも田んぼの方が広いのでびっくりしたものです。それは、自然が多かったということなのでしょうが、家が密集していく空き地すらなかったところの住んでいた僕にとって、越谷は「田舎だな」と思つたものです。けれど、子どもが遊ぶうえではとてもいい環境でした。たとえば野球をするにしても、東京にいた頃は、近所の家の窓ガラスを割らないように気をつけながらでした。どちらでは向の遠慮もいらなくひのひできました。

僕が、東京から越谷に越してきて、早いもので20年以上になります。これから思いつくままに、僕の『越谷雰感』書いていきたいと思います。僕が越してきたのは5歳のときでしたが、その頃は、家が建っていなかったらしく、田んぼの方が広い面積よりも田んぼの方が広いのでびっくりしたものです。それは、自然が多かったということなのでしょうが、家が密集していく空き地すらなかったところの住んでいた僕にとって、越谷は「田舎だな」と思つたものです。けれど、子どもが遊ぶうえではとてもいい環境でした。たとえば野球をするにしても、東京にいた頃は、近所の家の窓ガラスを割らないように気をつけながらでした。どちらでは向の遠慮もいらなくひのひできました。

渡辺 康昭(27歳)

# 衆議院議員総選挙の投票日は12月18日(日)

## 投票時間は午前7時～午後6時

**選挙制度の一部が  
変わりました**

公職選挙法の一部が改正されました。改定の目的は最近の選挙の実情を考え選挙制度の改善と、お金のかからない選挙を実現するためです。改正点は次のとおりです。

- 各選挙の選挙運動期間の短縮
- 衆議院 20日間を15日間に
- 参議院 23日間を18日間に
- 県議会 12日間を9日間に
- 市議会 25日間を20日間に
- 市長 10日間を7日間に
- 町村議会 7日間を5日間に
- 町長 7日間を5日間に
- △届出期間の短縮
- ・立候補 2日間を1日間に
- 選舉公報の掲載文申請期間(衆・参両議院および知事選挙における) 4日間を2日間に
- ▽連呼行為 街頭演説および街頭政談演説を行うことができる時間について、現行の午前7時から午後8時までが、午前8時から午後8時までになりました。
- △経歴放送に関し、衆議院議員、参議院選出議員および都道府県知事の選挙において、新たに日本放送協会によるテレビジョンの経歴放送を候補者1人について1回行うことになりました
- △立会演説会の制度が廃止されました

● 転入された方  
投票できる方

衆議院議員選挙に

昭和38年12月19日以前に生まれた方で、昭和58年9月2日以前に転入届出を済ませ、引き続き

12月18日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。この選挙は、わたしたち国民の代表として国政をになう衆議院議員と、平等公平な裁判を行うにふさわしい裁判官を選ぶ大切な選挙です。棄権することなく必ず投票しましょう(投票区域一覧表は3面です)。

昭和58年12月2日まで市内に住所有する方は、投票できます。

(転出は予定年月日で処理されます。以下同じ)された方は、

越谷市では投票できません。

①昭和58年6月2日から9月2日までに転入届出を済ませた方は、越谷市では投票できません。

②昭和58年6月2日から9月2日までに転入届出を済ませた方は、越谷市では投票できません。

③①・②以外の方は越谷市の投票所で投票できます。

● 市内転居された方

①11月30日(水)以前に市内転居された方は、転居後の新住所地の投票所で投票できます。

②12月1日(木)以後に市内転居された方は、転居前の投票所で投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● ポスター掲示板が設置されました

衆議院議員総選挙のポスター掲示板がすでに市内45ヶ所に設置されました。このポスター掲示板は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のものです。

このポスター掲示板をごわした

● 身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちでない方で

● 思いやりの心

● 助け合の心

● ゆきり合の心

● はげまし合の心

● 認め合の心

● ところ 市役所2階ロビー

△投票の方法

①来店して行う方法(投票日当日投票区にない場合)

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

投票日当日、仕事などやむを得ない事情で越谷市以外に滞在中の方は、越谷市選挙管理委員会委員長あてに投票用紙等の請求をしてください。投票方法については、同封された案内書に従って投票してください。

● 入場券は個人あてに

「利用ください」

不在者投票制度

投票券に正しい読み方を書いて投票所へお持ちください。

また入場券は電算で処理し、名前がカナ文字になっていますが、読み方が違っています。投票所の職員に申し出れば投票することができます。

問合せ

市役所2階ロビーの選挙管理委員会で受け付けます。

②指定されている施設(指定病院、老人ホーム等)で行う方法

院または入園されている方は、院長、園長に申し出れば投票することができます。

③市町村の選挙管理委員会で行う方法

# 投票区域一覧表

\*個人あてに郵送される  
入場券をご覧ください

投票所	投票区域
1 大里自治会館	大里 8~51~7、52~71~7、71~50~71~999、101~120、127~150、168~191、206~313、330~356、363~379、381~385、392~397、420~509、511~513、515~523、544、546~568、569~2~569~999、570~2~570~3、571~617、635~639、641~711、724~758、789~834、882~9999 下間久里 1092~1098、1102~1、1104~1168、1170~1180、1410~1474 上間久里 1116~1126、1322~1340、1342~1390
2 下間久里公民館	大里 1~7、618~634、640、712~713、759~788 下間久里 1~173、646~651、678~699、726~753、774~776、779~810、819~835、838~883、893~958、1041~1091、1099~1101、1102~2~1103、1320~1409 上間久里 159~160、225~229、300~311、392~400、1127 袋山 2006~9999
3 深田保育所	大里 51~8~51~999、71~8~71~49 下間久里 174~400、403~526、815~818 弥十郎 184、222、245~248
4 桜井公民館	上間久里 202~224 大泊 21~39、238~268、376~379、400~402、407~408、410、435~524、556~2~556~999、557~2~557~999、558~2~558~999、559~2~559~999、560~2~560~999、561~2~561~999、562~2~562~999、563~2~563~999、564~2~564~999、565~2~565~999、566~2~566~999、567~2~578 764~803、822~921、929~2~9999
5 桜井保育所	大平 泊 1~20、40~237、269~375、380~399、403~406、409、411~434、922~929~1 大方 714~1、715~1、719、721~724、727~728、732、735~736、739~740、743~744、747~748、750~755、757、759~764、833~836、837~4~838、843~850、870~1480、1892~27~1892~31 1892~90~1905~1、1905~4、1905~9~1905~11、1905~13、1905~19~1905~23、1905~27、1905~31、1905~43~1905~54、1943~1958、1998~2013、2042、2073~2086、2088、2141~2247、2295、2304、2313
6 平方小学校	平方 方 1~713、714~2~714~999、715~2~718、720、725~726、729~731、733~734、737~738、741~742、745~746、749、756、758、765~832、837~1~837~3、839~842、851~869、1481~1892~26、1892~32~1892~89、1905~2~1905~3、1905~8~1905~9、1905~12、1905~14~1905~18 1905~24~1905~26、1905~28~1905~30、1905~32~1905~42、1905~55~1942、1959~1997、2014~2041、2043~2072、2087、2089~2140、2248~2294、2296~2303、2305~2312、2314~9999
7 アスナロ幼稚園	大弥十郎 72~100 大沢 12~13、21~22、26~28、32~183、185~221、223~244、259~263、270~288、303~452、495~504、641~727、729~738、741~751、753~764、766~798、820~9999
8 大吉農村センター	大吉川 270~731、862~887、931~9999 崎峰 1~557~1、558~563~1、564~1、566~631、1126~9999 杉 488~501、506、545~608、625~669、694~737、759~806、814~828 杉 638~670
9 新方公民館	向北川 畑 557~2~557~999、563~2~563~999、564~2~565、632~1125 杉 1~487、502~505、507~544、609~624、670~693、738~758、807~813、829~9999 松 1~31、41~9999 渡 206~297、386~563、583~627、700~722
10 船渡下手組集会所	大船 松 32~40 大船 渡 1~205、564~582、628~699、723~9999
11 弥栄会館	弥十郎 264~269、289~302、453~494、505~640、728、739~740、752、765、799~819 杉 671~688 吉 1~11、49、54~73、86~96、264~269 弥栄町1~2~3~4丁目 1~9999 大沢 1705~1717
12 東越谷小学校	花壇 小田 1~699、746~9999 東小林 林 5989~6038、6056~6070、6091~6104、6141~6366 花田1丁目 13~9999 東越谷4丁目 1~22、28~9999 東越谷6~10丁目 1~9999 越ヶ谷 1639~1676、2276~2530、3203~3839、3922~3929、3934~3984、4051、4068~4090 宮前1丁目 2~7、20~21
13 増林小学校体育館	大吉林 732~861、888~930 増林 1~93、99~114、516~4582、4604、4936、6581~9999 増林1~2~3丁目 1~9999
14 増林保育所	大東小林 4583~4603、4605~4935、4937~5988、6039~6055、6071~6090、6105~6140、6367~6580 185~333~2、333~4~453、455~490、494~3、595~1080、1110~1115、1334~1514~6、1514~8 東越谷7~8~9丁目 1~9999
15 新田農民センター	中島 1~9999 中島1~2~3丁目 1~9999 増森 1~9999 増森1~2丁目 1~9999
16 東小林記念会館	東越谷1~2~3丁目 1~9999
17 大袋保育所	恩大袋 55~74~90、98~235、248~259、351~393、395~399、402~409、412~429、466~500、532~558、561~580、630~634、637、657~660、662、665~668、693~697、1803~9999 竹山 739~765、793~824、829~831、834、836~870 137~139、143~144、148~154、188、191~249、258~262、285~294、296、298、300、304、1369、1372~1410、1421~1676、1678~1716、2002~2003
18 大袋小学校	恩大袋 1~54~56~73、91~97、430~465、501~531、559~560 竹山 147、348~377、386~387、422~423、430、432~433、516~571、573~581、586~594、613、615~627、631~633、640~646、648、659~738、766~792、825~828 1~136、140~142、145~147、155~187、189~190、1719~1755、1758~1844 島 4157~4161、4164~4182、4234~4235、4241、4243~4259、4261~4270、4353~4362、4368~9999
19 農協大袋支店	大袋南茨島 竹 1~146、148~347、378~385、388~421、424~429、431、434~515、572、582~585、595~612、614、628~630、634~639、647、649~658、832~833、835、1285~9999 山 1845~1850 島 4014~4094、4097~4130、4136~4156、4162~4163、4183~4233、4236~4240、4242、4260、4271~4352、4363~4367
20 一乗院	大三野 道 1~875、1101、1103~1110、1760~9999 大三野 宮 1~665、745、748~761、763~764
21 観音堂	恩大袋 236~247、260~286、304~350、394、400~401、410~411、581~612、685~688、707、718~720、725、746~755、757 山 250~257、263~284、295、297、299、301~303、305~407、420~430、447~448、450、452~472、582~620、806~810、838~842、844~855、889~898、953~977、1022~1080、1163、1188~1190、1219~1368、1370~1371、1411~1420
22 大袋北小学校	恩大袋 上間久里 976~1075 上間久里 297~303、613~629、635~636、638~656、661、663~664、669~684、689~692、698~706、708~717、721~724、726~745、756、758~927、945~947、953~957、970~975、980~985 988~989、992~995、1000~1002、1008、1010~1011、1016~1017、1021~1022、1028~1136 1140~1144、1146~1165、1170~1216、1218~1220、1255、1280~1802 千間台西1丁目 1~9999 千間台西2丁目 1~18
23 北中学校	下間久里 836~837、884~892、959~1040、1169、1206~1209、1213~1214、1225~1319 上間久里 1~27、40~85、87~122、125~127、130~131、134~135、138~139、142~143、146~147、150~151、154~155、158~184~837、845~848、939~943、1076~1112、1316~1321、1426~1457 山 671~679、681~687、696~699、704、728~805、811~837、843、856~888、899~952、978~1021、1081~1162、1164~1187、1191~1218
24 大林会館	大里 398~419、510、514、533~543、545、569~1、570~4~570~999、714~723、835~881 下間久里 1181~1205、1210~1212、1215~1224、1475~9999 上間久里 1113~1115、1458~1484 山房 1~408、592~9999 南茨島 536~650、813~851 北越谷5丁目 4~5
25 大沢北小学校	大里 121~126、151~167、192~205、314~329、357~362、380、386~391 弥十郎 1~11、14~20、23~25、29~31 林房 409~591 大沢 1~109、111~129、294~535、852~926、934~935、1128~1148、1160~9999 沢 1283~1289、1291~1296、1303~1319、1464~1477、1480、1495~1496、1501~1503、1519、1540~1547、1553~1663
26 小曾川集会所	野小曾川 島 1~9999 砂原 1~1029
27 萩島公民館	砂原 原 8~111、693~696、704~745、747、768~1017、1233~1350、1655~9999
28 文教大附属幼稚園	砂原 原 1~7、112~622、697~703、746、748~767、1018~1232、1351~1654 12~127~3~129~999、130~2~130~4、135~1~135~3~146、156~165、177~201、234~2~250、261~275、291、301、303、306~331、334~344~1、344~3~344~999、374~392、394~421 451~502、523~1、523~3~579、639~1~639~2、639~4~983、985~2~1002、1040~1943、1955~1990、2014~2037、2067~2095、2123~2153、2185~2193、2238~2241、2274~2306、2326~2331、2364~2382、2696~2716、2719~2~2721~2、2723~1、2726~1、2727、2776~3038、3054~3181
29 西教院	小曾川 島 1030~9999 南茨島 1245~1272、2194~2237、2242~2267 新井 島 12~9999

投票所	投票区域	投票区城
29 西教院	北後谷 長島 神明町3丁目 谷中町4丁目	1~360、365、377~465、522~538、612~9999 11~9999 513~9999 199、201、203、205、207、259、262、267、269、271、273、299、301、303、305
30 宮本町公民館	宮本町1丁目 宮本町2丁目 神明町1丁目	1~114 1~9999 1~26、27~5~27~999、254
31 越谷ふじみ幼稚園	宮本町3丁目 谷中町4丁目 赤山町2丁目 赤山町3丁目	67~9999 1~9999 213~214、269~282、286~308、312~314、357~358、360~364、366~369、377~9999 赤山町2丁目 赤山町3丁目 133~167、191~9999 99~148、241~9999
32 宮本小学校体育馆	宮本町3丁目 宮本町5丁目	45~66 1~9999
33 越谷くるみ幼稚園	神明町1丁目 神明町2丁目	27~27~4、28~204、206~227、237~241、255~9999 1~69、85~99、119~131、179~356、360~375
34 西中学校体育馆	南荻島 西新井谷 神明町1丁目 谷中町4丁目	1028~2~1028~4、1029~2~1030~1、1031~1、1032~1044~3、1044~5~1044~999、1045~2~1045~3、1046~2~1046~3、1047~2~1047~999、1048~2~1048~3、1050~1244、1273~1403 1944~1954、1991~2013、2038~2066、2096~2122、2154~2184、2307~2325、2332~2363
35 出羽公民館	北後谷長島 谷中町1丁目 谷中町2丁目 谷中町3丁目 七左町4丁目	597~600 1~10 113~121、132~140、146~9999 1~212、215~268、283~285、309~311、315~356、359、365、370~376、 300、302、304、306、306~9999 谷中町3丁目、七左町4~5~6~7~8~9丁目、新川町1~2丁目 1~9999
36 大間野小学校	七左町門 大間野 谷中町2丁目 七左町2丁目 大間野町1~2丁目	1~9999 1~1083、1138~9999、七左町1~3丁目 1~9999 1~84、124~173、175~306 大間野町1~2丁目 1~9999
37 大間野三社社務所	大間野	1084~1137、大間野町3~4~5丁目 1~9999
38 南越谷記念会館	南越谷4~5丁目 蒲生町 蒲生登戸	1~9999 蒲生生町 1~2873、2935~3430 蒲生登戸 77~94、96~98、114~148、150~9999
39 瓦曾根公会堂	瓦曾根	371、瓦曾根1~2~3丁目 1~9999
40 南団地自治会集会所	南団地 赤山町4丁目	1~46、48~370、372~9999 南越谷3丁目 東柳田町、元柳田町 1~9999 赤山町4丁目 5~8、10
41 登戸町会館	登戸町会館	南越谷1丁目 1~4 登戸町 1~9999
42 蒲生東町自治会館	蒲生東町 蒲生4丁目	1~9999 蒲生4丁目 1~4 蒲生東町 1~168、238~250、川柳町2丁目 1~18、106~126
43 蒲生公民館	蒲生蒲生 蒲生4丁目	1~76、95、99~113、149 蒲生4丁目 2874~2934 蒲生蒲生寿町 1~5、14~9999 蒲生蒲生西 1~2941
44 蒲生小学校体育馆		







# 保育所(園)の入所受付

59年1月5日(木)～10日(火)

のとおりです。

市では来年4月から市内の保育所(園)に入所(園)する乳幼児の申込み受付を次のとおり行います。

受付期間 1月5日(木)～10日

(火) ただし、日曜日は除く

受付時間 午前9時～正午・午後1時～午後4時、土曜日は正午まで

受付場所 福祉会館第一会議室

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

\*給与所得者の場合は源泉徴収票各1通ずつ、農業・自営業の場合は確定申告書(当日準備できがない場合は3月4日～16日までに保育課へお持ちください)を添付してください。

\*受付場所と入所説明書は12月1日

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

\*給与所得者の場合は源泉徴収票各1通ずつ、農業・自営業の場合は確定申告書(当日準備できがない場合は3月4日～16日までに保育課へお持ちください)を添付してください。

\*受付場所と入所説明書は12月1日

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

\*給与所得者の場合は源泉徴収票各1通ずつ、農業・自営業の場合は確定申告書(当日準備できがない場合は3月4日～16日までに保育課へお持ちください)を添付してください。

\*受付場所と入所説明書は12月1日

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

\*給与所得者の場合は源泉徴収票各1通ずつ、農業・自営業の場合は確定申告書(当日準備できがない場合は3月4日～16日までに保育課へお持ちください)を添付してください。

\*受付場所と入所説明書は12月1日

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

\*給与所得者の場合は源泉徴収票各1通ずつ、農業・自営業の場合は確定申告書(当日準備できがない場合は3月4日～16日までに保育課へお持ちください)を添付してください。

\*受付場所と入所説明書は12月1日

(木) から市役所2階保育課と各保育所で配布します。

問合せ 保育課係 内線331・3332

\*受付期間中に申請できない方に

△昭和58年分の所得税が課税され

ていない場合は3月4日～16日ま

でに保育課へお持ちください。

## 障害者の日記念

### 第3回 ふれあいの日の催し

1981年(昭和56年)の国際障害者年を記念して、12月に「障害者の日」が設けられました。テーマである「完全参加と平等」は障害を持つ人々が社会の一員として積極的に活動し、よりよい生活を平等に営めるようにすることです。

障害者との直接のふれあいを通じ、障害を持つ方の立場の理解と認識を深めましょう。

とき 12月4日(日)  
午前10時～午後4時  
ところ サンシティ越谷市民ホール  
(ポルティコホール・小ホール)

<内容>  
○ふれあい広場(午前10時～午後4時、ポルティコホールで)……  
市内障害者団体・ボランティア団体のPR・活動発表、文化写真展、作品の展示即売、手話入門教室、点字入門教室、福祉機器展、車イスの試乗会など

○講演会(午後0時30分開場、～3時、小ホールで)……テーマは、「ひとのしあわせとは」。講演者は、牟田悌三氏(俳優)。

\*ふれあい広場・講演会とも入場無料。ただし講演会は当日、空席があれば入場できます。

問合せ 福祉事務所・「ふれあいの日」開催事務局内線252

### 第13回越谷市農業祭

越谷市農業祭は今年で13回目を迎えました。市内の農家から展示品が出品され審査されます。特産品や華麗な花が会場をかぎります。おさそいあわせてご来場を。

とき 12月2日(金)～4日(日)  
午前9時～午後4時

△2日…展示品の搬入と審査  
3日…一般公開、特産物の即売会、もちつき大会  
4日…一般公開、特産物の即売会、午後1時から展示品即売会  
ところ 市立第一体育館  
\*特産品、展示品の即売会のほかにおむすび、チューリップの球根、鶏卵の配布があります。

問合せ 農政課農政係 内線348～9

## 公給領収証を受け取りましょう

料理店、飲食店等で宴会等の場合には必ず公給領収証を受け取ってください。

県では12月1日から59年1月31日の間を公給領収証の完全交付および完全受領の強調月間として運動を実施しています。

問合せ 越谷県税事務所閑税課  
☎62-2191

## 下水道使用料の支払い 便利な口座振替制度

下水道使用料納入通知表に記載されている取扱金融機関の口座をお持ちの場合、便利な口座振替制度をご利用ください。口座振替手続きについては取扱金融機関でお申し込みください。

問合せ 下水道課管理係 内線447

## 市長電話 64-2123 (質問・苦情・提言・要望)

(などをお寄せください)



▷12月14日(水)  
28日(水)

午前8時～8時30分

(毎月第2・第4水曜日)

\*通話は1人5分以内(かならず氏名・住所・電話番号をお知らせください)  
\*話し中の場合はご容赦ください

問合せ 広報広聴課広聴係  
内線321・323

# 保育所(園)の入所受付

紙を含む健康診断書(指定の用紙があります)を提出してください。

入学準備に必要な経費の一部として支給されるもので、資格要件は次のとおりです。

①市町村民税が非課税であること  
②生活保護受給中でないこと  
△支給の申請

申請書の受け付けは、児童が小学校または中学校へ入学する前の12月末日(58年は12月28日)までです。なお、資格があつても申請書が提出されないと支給できませんので、忘れないで提出してください。

申請書は福祉事務所にあります。

記入の際には送金方法を

お忘れなく記入ください。

せんので、忘れないで提出してください。

埼玉県後保護指導所では、腎臓

一定期間入所させ、医学的管理の

もとに必要な指導と訓練を行い、

社会復帰をめざす施設です。

入所時期は随時、期間は原則

として1年(必要に応じて延期

できます)

埼玉県後保護指導所では、腎臓